

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年12月5日(月)午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

| | | |
|---------|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 武井 典夫 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 三澤 省三 |
| 委員 | 3番 | 松澤 覚一 |
| | 4番 | 山崎 今朝利 |
| | 5番 | 野澤 宏 |
| | 6番 | 赤沼 君人 |
| | 7番 | 尾坂 壽夫 |
| | 8番 | 根橋 建太郎 |
| | 9番 | 山内 良春 |
| | 10番 | 赤羽 則子 |
| | 11番 | 小澤 高佳 |
| | 12番 | 上島 明德 |
| | 13番 | 下田 節子 |
| | 14番 | 勝野 次郎 |
| | 15番 | 小野 一喜 |
| | 16番 | 赤羽 武直 |

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)11月許可決定の4条1件、5条4件については長野県農業会議から
11月18日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交
付した

(2)農地法第18条第6項の規定による届出

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<武井会長>

皆さん、こんにちは。大変忙しい午後集まっていただきまして、ありがとうございます。皆さんもご存知のように、話題になっておりますTPPの問題につきましては、皆さんも新聞テレビ等でご存知のように、まず一つは参加ということになると農家に対するメリットについての政府として説明がまだ受けていないということが一つの問題ではないかと、こんな風に思っておるわけでございます。やはり、農家がこの参加に対して賛成をするということになると、やはりメリットがはっきりしてこない限りはおそらく農家は参加に対する反対が進んでいくのではないかと思っております。また政府はこの4次の補正予算の中に2兆5千億という風な予算で進んでいくわけでございます。この辰野町のように中山間地域の場合での、その予算の中からどのくらい入ってくるかということが、一つの課題じゃないかとこんな風に思っております。ということは平らな地域だと農地を拡大してそのいわゆる省力化をしていける訳なんです、このように辰野町、伊那谷というような場所ではなかなかそういう風なことが不可能だろう、こんな風な現状で、おそらく参加した場合にまず考えられることは、そういう風な地域ではメリットというのはうんと少なくなってくるという風に考えておるわけでございます。またそして前にもちょっとお話ししましたようにこの参加をすることによって昭和30年代に山林が木材が自由化になったときから現在まで山林というものは手入れされていないというようなことで、確かに里山の近くは確かに間伐等されて多少なり整備されてきた訳でございますが、やはり少し奥山へ入るとそういう風な整備はされていないというのが現状で、やはり農地もおそらく今現在以上にですね、これはもう、農地は荒れてくるというようなことで、その辺の問題等も加味していかなくやいかんと、というようなことで皆さん方には10月には調査をしていただいたわけですが、この調査というのは、今後どのように生きていくかという様な問題も、やはり農業委員会として考えていかなきゃならないんじゃないかと、こんな風に思っておるわけでございます。ここで地元の国会議員との懇談会がこの10日に松川町であるわけでございますが、そういう問題がおそらく話題になってくるのではないかと、そして上伊那の農業委員会としてもこの三点についてはひとつ地元の国会議員に意見を求めたいという風なことでございます。皆さん方におかれましてもひとつその三点について皆さん各自の考え方をまとめていただいて、そして進んでいけるようお願いをして、あいさつに代えさせていただきたいと思っております。また旅行では大変皆さん方のご協力を得まして楽しい研修ができました。代理の方から少しお酒を控えたいという話もありましたけれども、その辺は研修は研修としてひとつの節目でございますので、十分楽しんでいただけたと、こんな風に思ってお

ります。また事務局の方には大変お世話になりました、全員が無事ケガもなく本日の総会に出席できましたことを感謝申し上げまして、あいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に議事録の署名人の指名をさせていただきます。15番の小野委員さん、16番の赤羽委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規程に基づく許可について、3条、4条、5条とありますので、よろしくお願いいたします。それでは3条の方からお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字横川...番地にお住まいのAさん所有の、大字横川字門前...、地目は畑、面積188㎡を、大字横川...番地1号にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は42aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小澤委員と根橋委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

はい、小澤委員より意見を求めます。

<11番小澤委員>

根橋委員と一緒に11月10日に現地を調査いたしました。その結果、きちんと杭もうたれており、何ら問題はありません。ましてや自宅の隣でその隣はまた自分の土地ということで何の差し障りもないと思いますのでよろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、ただ今小澤委員より現地について説明がありました。この件につきまして何かご意見ございましたらお願いしたいと思いますが。(「なし」の声)よろしいですか、それではこの件につきまして許可することにいたします。それでは2番をお願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字樋口...番地にお住まいのAさん所有の、大字樋口字原田...、地目は畑、面積566㎡を、大字樋口...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は35aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当

せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、山内委員と下田委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

この件につきまして、山内委員の意見を求めます。

<9番山内委員>

9番山内でございます。この案件については11月10日、下田委員と一緒に現地を確認しました。購入者のBさんはお隣の土地ということです。なおこれは、今年の1月ですね、農振地域に入っていたものですから、農振除外申請もすましてございます。周辺は道路であり何ら農業の耕作等にも影響ないことと思います。以上でございます。

<武井会長>

ただ今山内委員より詳細説明ございました。この件につきましてご異議ございますでしょうか。(「なし」の声)はい、異議なしと認め、許可することにいたします。それでは3条の3番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

松本市中山台..番..号にお住まいのAさん所有の、中央...番地、地目は田、面積881㎡を、中央...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は41aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、松澤委員と山崎委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

それでは山崎委員より意見を求めます。

<4番山崎委員>

4番山崎です。この件につきまして10月31日ですが司法書士を交えた所在の確認をしてあります。ただその中でちょっと懸念されるのは、Bさんが92歳という年齢ですので、お年の方が契約される訳ですが、この図面にあるとおりCさんが息子さんと同居しておりますので、その人の立会のもと、行いました。そんなところが問題で境や隣接は問題ないと思います。よろしく願います。

<武井会長>

山崎委員からここに書いてありますBさん92歳ということで山崎委員より話がありましたんですが、

息子さんが近くにすんでいる・・・

<4番山崎委員>

いや、同居している・・・

<武井会長>

はい、わかりました、この件につきまして何かご意見ございますでしょうか。(「なし」の声)それでは許可することにいたします。

(土地の単価のことについて話あり)

では3条の方はいいですかね。では4条の方へうつりたいと思います。事務局の方で説明をお願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、一般住宅の新築でございます。

長野市南堀...にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口字矢沢原...番地1、地目は畑、面積454㎡を、自身の住む宅地にするための申請でございます。申請人は現在長野市でアパート暮らしをしていますが、辰野に戻る予定でありこれを機に住宅を建て定住する計画でございます。申請地は第3種農地に近接する区域内の10㎡未満の農地であり第2種農地と判断しました。自己所有の農地であり位置的代替性がないことから許可はやむを得ないと判断いたしました。この件につきましては山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それではこの件につきまして山内委員の意見を求めます。

<9番山内委員>

はい、申し上げます。11月12日、下田委員と現地を確認いたしました。既にこの土地はAさん本人も住宅を建てるつもりでおったのか、下水の公共ます等も施設内にもう設置されております。なお、Aさん年齢42歳。それから周りは農地であるため水対策として宅地の部分はアスファルトにはしないと。土のままで建築したいと、そんな話がございました。2面道路に囲まれており、上水道下水道の関係も公共を使うということで問題ないと思います。以上でございます。

<武井会長>

ただ今山内委員より詳細について説明があったわけですが、何かご意見ご異議ありますかね。

<三澤職務代理>

道路と平？上がってる？

<9番山内委員>

平といえば平、わずか道路より下がっている。

<武井会長>

その他何かご質問ございますか。(「なし」の声)許可してよろしいですかね。それでは許可することいたします。それでは続きまして5条につきましてお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、伊那富...番地1、地目は登記が田、現況畑、面積289㎡と、伊那富...番地6、地目は登記が田、現況畑、面積54㎡を、箕輪町大字中箕輪...番地のBが取得し建売住宅を新築するための申請でございます。譲渡人は労力不足で耕作が難しく申請地の売却を希望していました。譲受人は宅建免許を有する不動産業者で、この度申請地を取得し建売住宅一棟を新築する計画です。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域であり第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

武井がこの件につきまして説明をさせていただきます。(図面で場所の説明)ここは林ノ下という名前で昔から割合に沼地というかでございます。そこをAさんが耕作しておりましたけれども、事務局から話がありましたように、農業をやる人がいないということで手放したいということでございます。それで図面の中に細く線がひっばってありますがこれは将来的にその土地を売買するときに通路にしたいということでこういう風にしたようでございます。そんなことでこれにつきましては下水道それから上水道等が入っております何ら問題はないとこんな風に判断しているところでございます。この件について何かご意見ございますか。こんなようなことで、将来的にはこの地籍は宅地になっていくだろうと、こんな風に思っております。よろしいですかね。(「はい」の声)はいそれでは異議なしということで認めることにいたします。それでは2番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

千葉県袖ヶ浦市蔵波...にお住まいのAさん、A'さんが所有いたします、大字伊那富字滝洞口...番地5、地目は畑、面積66㎡を、埼玉県狭山市富士見2丁目...にお住まいのBさんが取得し駐車場を新設するための申請でございます。譲受人はこのほど申請地隣接の土地と建物を購入し辰野に居住する予定であり、駐車スペースがないことと、申請地を残しても所有者は県外居住のため耕作できずまた敷地も狭く有効に利用はできないことから、宅地と合わせて売買が成立

しました。普通車2台分の駐車場を新設する計画でございます。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域であり第3種農地ですので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、この件につきまして、武井と上島委員で確認をさせていただきます。(図面により場所の説明)Aさんは当時自分でここを畑として耕作しておりました。ところがこのBさんはここを駐車場にしたいというようなことでありまして、(図面により地形の説明)山本さんから有賀さんが購入しても駐車場でございますので、雨水等は浸透式になります。何ら問題はないということ判断してここへ説明をさせていただきます。この件について何かご意見ございますでしょうか。(「なし」の声)よろしいですかね、それではこの件については許可することにいたします。それでは3番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさん、A'さん、A''さんが所有いたします、伊那富字鞍掛...番地3、地目は田、面積283㎡を、大字伊那富...番地1にお住まいのBさんが取得し一般住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在娘家族と同居しているが孫の成長に伴い現在居住する自宅の隣接である申請地を取得し住宅を建てたい。譲渡人は耕作が困難であり売却を考えていたため売買が成立しました。申請地は消極的の第2種農地ですが、位置的代替性がないと考え許可はやむを得ないと判断します。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それではこの件につきまして野澤委員より詳細な説明をお願いいたします。

<5分野澤委員>

野澤です。10月31日に尾坂委員とそれからBさんの方の代理人の不動産屋さんのCさんという方が立ち会って現地を見ました。(図面により場所を説明)ここの一画を以前宅地ということで売りに出されたわけですがここだけ残ったのです。ですので水道とか下水については入るような方向になっておるといことです。それから境界については北の方の2箇所についてはありまして、南の方は隣地と1メートル以上の差がありまして、隣地の方が高いわけでありまして、そこにコンクリートでしっかり崩れないようにできておりますので、境は確認しております。そういうことで道路も2.5メートル以上あります。それからさっき言ったように上水道下水道もすぐにはいるようになっておりますので住宅地として何ら問題ないと思います。以上です。

<武井会長>

野澤委員より詳細に説明があったわけでございます。Bさんが買うということで、子供さんが今度

そこへ住宅を建てるんだよね。

<5番野澤委員>

孫が。

<武井会長>

孫。はい、現在は一緒に住んでいるということね。

<5番野澤委員>

そうです。すぐにはということでは無いらしいが B さんの方じゃなくて A さんの方の事情がありまして、売りたいらしいんで。

<武井会長>

はい、一応 B さんが購入するということでございます。この件につきまして何かご意見ございますでしょうか。(「なし」の声)

<中村事務局長>

これ西天の区域ですよ。

<5番野澤委員>

図面見れば西天の東方になります。

<中村事務局長>

では西天の区画整備というか圃場整備の土地になります？

<5番野澤委員>

それはなると思います。ただもう外れている。前の時に住宅地で売り出したということで。B さん達が入ったのが10年余は過ぎているので。それでその間ずっと売れなかったんで、夏までは B さんの方で野菜など作ってたんですけど。

<中村事務局長>

いいです。

<武井会長>

では西天との協議書は。

<中村事務局長>

それは前に出ているということです。

<5番野澤委員>

それは10年以上前に出ていると。

<武井会長>

ではそれでいいということですね。はい、西天との問題については以前話が付いているということでございます。それで現在の農業委員としてはこれについてはふれなくていいという事務局の提案ありましたので説明させていただきました。この件につきましていかがなものでしょうか。（「異議なし」の声）よろしいですか、はいそれではこの件につきまして許可することにいたします。以上で3の3条から5条までの件につきまして一応終わりました。今までのことで何かご質問等ございますでしょうか。（意見なし）よろしいですか、では次へ進めさせていただきます。それでは議案第2号の農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局の方からお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計24件、40筆、面積は62998㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

大変数多い議案でございますが、よろしいですかね。はい、それでは報告を終わりたいと思います。それではまた報告事項の所でございますがよろしくお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、11月許可決定の4条1件、5条4件につきましては、長野県農業会議から11月18日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、2件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<武井会長>

ただ今事務局の方から説明があったわけですが、このことについて何か質問ございますか。よろしいですか。はい。それでは5番のその他について入っていききたいと思います。事務局お願いします。

その他

○農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

(上島委員から松田基弘さんをどうかと。新町営農組合長だが、新町営農組合は平成17年に受賞している。上島喜代勝さんもいいが町の功績者表彰を受けているため断られた。)

(小野委員から小野勝弘さんを推薦したくて話をもっていったらかたくなに断られたため話を見合わせている)

小野委員と勝野委員に一任される。

名人については該当なし。

○農業委員会研修旅行の精算について

(精算書により説明)

○その他

大豆について

ヒマワリについて

○次回委員会開催日 平成24年1月6日(金)午後1時30分から 第6会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印